

わたしたちは、
**みなさんと
福祉をつなぐ
パイプ役**です

安心して
ご相談下さい
(守秘義務があります)

ご相談に応じた
**専門機関の
紹介を
いたします**

**福祉制度・
支援サービスの
紹介をします**

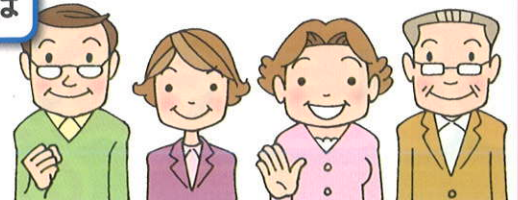
岡山県内には
**約 4,000 人が
活動しています**

地域のみなさん



民生委員・児童委員とは

厚生労働大臣から委嘱された
地域の奉仕者です



民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、「児童委員」を兼ねています。

児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行います。また、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の委嘱を受けています。

主任児童委員とは

民生委員・児童委員の中から
厚生労働大臣に指名された委員です

子どもを
中心に
幅広く活動



主任児童委員は、児童福祉法に基づいて民生委員・児童委員の中から厚生労働大臣が指名した委員で、児童福祉に関する事柄を専門に担当し、他の民生委員・児童委員と連携を持ちながら活動します。

福祉事業・福祉サービス

行政・専門機関と連携



■ 民生委員・児童委員には守秘義務があります。

ご相談内容・個人情報等、秘密は厳守いたします。社会奉仕と基本的人権の尊重を基本姿勢とする職務です。

【民生委員法第15条】 民生委員は、その職務を遂行するに当たっては、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守り、人種、信条、性別、社会的身分又は門地によって、差別的又は優先的な取扱いをすることなく、且つ、その処理は、実情に即して合理的にこれを行わなければならない。

■ 民生委員・児童委員の基本的性格

自主性

奉仕性

地域性

担当区域を基盤に、住民の立場で誠意をもち、謙虚に、無報酬で活動を行う、ボランティアです。

■ 民生委員・児童委員活動の歴史

大正5年5月、地方長官会議の場で、当時の岡山県知事であった笠井信一氏が、大正天皇から県内の貧困状況の下問を受けたのをきっかけに、岡山県内の貧困事情を調査し、ドイツの「救貧委員制度」を参考にして、大正6年5月、「済世顧問設置規程」を公布、民生委員制度の源となる済世顧問制度が生まれました。その後全国に普及、展開、発展を遂げ平成19年には、民生委員制度創設90周年を迎えました。

岡山県は民生委員制度の発祥の地であり、「済世顧問設置規程」が公布された5月12日は民生委員・児童委員の日となっています。



このチラシは、共同募金の配分金によって作成しています。